2　中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定し、若しくは変更する場合又は中小事業主掛金を拠出しないこととする場合は、その使用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

第三十六条第四号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第三十六条の二第一項中「場合（」を「場合又は第三十五条の二第一項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（」に、「個人型年金加入者掛金の額は」を「その拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金又は中小事業主掛金の額は」に改め、「拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金」の下に「及び中小事業主掛金」を加える。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　法第七十三条の規定により法第二章第四節及び第五節並びに法第四十三条第一項から第三項までの規定を準用する場合においては、法第七十三条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二条第一項	企業型年金の	個人型年金の	個人型年金規約
第二十三条第一項	運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等	以下「個人型運用関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
	三以上（簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）にあっては、二以上）	三以上	個人型年金加入者
	企業型年金規約	個人型年金規約（第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。以下同じ。）	個人型年金規約
第二十三条第三項	企業型運用関連運営管理機関等	個人型運用関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
第二十三条の二第一項	企業型運用関連運営管理機関等	個人型運用関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
	企業型年金規約	個人型年金規約	個人型年金規約
	企業型年金加入者	個人型年金加入者	個人型年金規約
第二十四条	企業型運用関連運営管理機関等	個人型運用関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
第二十四条の二	企業型運用関連運営管理機関等	個人型運用関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
	企業型年金加入者	個人型年金加入者	個人型年金規約
第二十五条第一項	企業型年金規約	個人型年金規約	個人型年金規約
第二十五条第二項	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関（個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）	個人型記録関連運営管理機関
第二十五条第三項	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関

第二十五条の二第一項各号列記以外の部分	企業型年金規約	個人型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関
	企業型年金加入者	個人型年金加入者	個人型年金加入者
第二十五条の二第一項第一号	企業型年金加入者が事業主掛金又は企業型年金加入者掛金（次号及び第三項において「事業主掛金等」という。）の納付が行われた日	個人型年金加入者が第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金又は第六十八条の二第二項に規定する中小事業主掛金（以下この条において「個人型年金加入者掛金等」という。）の納付が行われた日（第六十一条第一項の規定により連合会が他の者に運用の指図に関する契約に関する厚生労働省令で定める事務を委託する場合にあっては、当該事務の委託を受けた者が、その個人型年金加入者掛金等に係る個人別管理資産について連合会から移換を受けた日。次号において同じ。）	個人型年金加入者が
第二十五条の二第一項第二号	企業型年金加入者	個人型年金加入者	個人型年金加入者
	事業主掛金等	個人型年金加入者掛金等	個人型年金加入者掛金等
第二十五条の二第二項	企業型年金加入者	個人型年金加入者	個人型記録関連運営管理機関
	企業型年金規約	個人型年金規約	個人型記録関連運営管理機関
第二十五条の二第三項	事業主掛金等	個人型年金加入者掛金等	個人型記録関連運営管理機関
第二十六条第一項及び第二項	企業型運用関連運営管理機関等	個人型運用関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
	企業型年金規約	個人型年金規約	個人型記録関連運営管理機関
第二十六条第三項及び第四項	企業型運用関連運営管理機関等	個人型運用関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
第二十七条及び第二十九条	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
第三十条及び第三十一条第二項	企業型年金規約	個人型年金規約	個人型記録関連運営管理機関
第三十三条第一項	あった者	あった者又は個人型年金加入者であった者	あった者又は個人型年金加入者であった者
	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
第三十三条第三項	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
第三十四条	あった者	あった者又は個人型年金加入者であった者	あった者又は個人型年金加入者であった者
	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関
第三十五条第二項	企業型年金規約	個人型年金規約	個人型年金規約